別表第一　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（地震による損傷の防止） **第四条**　［1～4　略］ 5　炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 （炉心等） **第十五条**　［1～5　略］ 6　燃料体は、次に掲げるものでなければならない。 一　通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。 二　［略］	（地震による損傷の防止） **第四条**　［1～4　同上］ ［項を加える。］ （炉心等） **第十五条**　［1～5　同上］ 6　燃料体は、次に掲げるものでなければならない。 一　通常運転時における発電用原子炉内の最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。 二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第二　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（地震による損傷の防止） **第五条**　［1～3　略］ 4　炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。	（地震による損傷の防止） **第五条**　［1～3　同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第三　試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（炉心等） **第十五条**　［1～4　略］ 5　燃料体は、次に掲げるものでなければならない。 一　通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における試験研究用等原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。 二　［略］	（炉心等） **第十五条**　［1～4　同上］ 5　燃料体は、次に掲げるものでなければならない。 一　通常運転時における試験研究用等原子炉内の最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。 二　［同上］
（炉心等） **第三十二条**　［1～3　略］ 4　燃料体は、次に掲げるものでなければならない。 一　通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における試験研究用等原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。 二　［略］	（炉心等） **第三十二条**　［1～3　同上］ 4　燃料体は、次に掲げるものでなければならない。 一　通常運転時における試験研究用等原子炉内の最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。 二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	